

○「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用  
に係る特例措置について

令和4年2月21日 3予第2115号

大臣官房参事官（經理）から消費・安全局長、農産局長、畜産局長、  
経営局長、農村振興局長、農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、  
水産庁長官、農林水産研修所長、農林水産政策研究所長、各地方農政局長、  
北海道農政事務所長 あて

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について（令和4年2月18日付け3農振第2447号農村振興局長通知）により令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定され、令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価について（令和3年2月19日付け2農振第2766号農村振興局長通知）により令和3年3月から適用した公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に比して全職種単純平均で2.5パーセント上昇したところである。

これに伴い、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遗漏なきよう措置されたい。

なお、貴管下の施設等機関、地方支分部局及び各機関の長並びに独立行政法人及び特殊法人の長への通知については、貴職からお願いする。

また、貴管下都府県に対しては、貴職から参考までに送付するとともに、都府県への送付に当たっては、関係市町村等に対する送付の依頼をされたい。

記

第1 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、第2に定める工事の受注者は、工事の請負契約に係る契約書について（平成7年10月24日付け7経第1492号農林水産事務次官依命通知）別紙工事請負契約書第62条の規定に基づき、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができることとする。

第2 具体的な取扱い

- (1) 令和4年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、予定価格の積算に当たって旧労務単価を適用したものについては、次的方式により算出された請負代金額に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 $k$ 」は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格に相当する価格

$k$ ：当初契約時点の落札率

(2) 令和4年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、3月1日において工期の始期が到来していないものについては、賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について（平成26年1月30日付け25経第1077号大臣官房経理課長通知）記1.（1）及び2.から8.まで（4.（3）を除く。）の規定を準用するものとする。

### 第3 その他

落札者決定通知後の工事にあっては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。また、契約締結後の工事にあっては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明するものとする。